



弁護士

浦山 周
(うらやま・ひろし)

<出身大学>
東京大学法学部
神戸大学法科大学院

<経歴>
2008年12月
最高裁判所司法研修所修了
(新61期)
2009年1月
大阪弁護士会登録
2012年8月
金融庁監督局証券課課長補佐
2014年10月
証券取引等監視委員会事務局
証券検査官併任
2015年7月
弁護士法人中央総合法律事務所入所

<取扱業務>
一般企業法務、金融法務、
保険法務、会社法/金融商品
取引法、人事/労務、
事業再生/倒産、家事/相続、
刑事事件

「重要情報シート」について

弁護士 浦山 周

金融庁は、令和3年5月12日、「顧客本位の業務運営に関する原則」の原則5.【重要な情報の分かりやすい提供】(注4)¹を踏まえた「重要情報シート」について、「重要情報シート」を作成・活用する際の手引き(以下「手引き」という)²を公表した。「重要情報シート」については、「金融審議会 市場ワーキング・グループ報告書—顧客本位の業務運営の進展に向けて—」³が「顧客にとって分かりやすく、各業法の枠を超えて多様な商品を比較することが容易となるように配慮した「重要情報シート」が積極的に用いられることが望ましい」として、別添として「金融事業者編」と「個別商品編」の2種類のシートのフォーマットを既に公表しているところであり、今般公表された「手引き」は同報告書及びフォーマットを踏まえたものとなっている。

本稿では「重要情報シート」の作成の際の留意点のうち全般的事項(1(1)ア～ウ)について紹介する⁴。

まず、「手引き」は、「ア 「重要情報シート」の作成主体は基本的には金融商品・サービス(以下、「商品」)の販売業者・仲介業者であるが、「商品の組成に携わる事業者が想定する購入層」など項目に応じて組成に携わる事業者と連携しつつ作成する」としている。これは、販売業者・仲介業者に対して、顧客に対する情報提供の前提として正確な情報把握の重要性を強調するものである。この点は、令和3年1月15日に適用が開始された監督指針改正⁵においても強調されていた点であり、例えば「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」⁶では、III-2-3-1(1)①として「金融商品の内容の適切な把握」との項目が新設され、「当該金融商品の特性等に応じ、商品の組成者等とも連携しつつ、研修の実施、顧客への説明書類の整備などを通じ、投資勧誘に携わる役職員が当該情報を正確に理解し、適切に顧客に説明できる態勢を整備しているか。」との監督上の留意点が明記された。この点は非常に重視されており、「手引き」においても再度強調されたものと考えられる。

次に、具体的な記載方法について、「手引き」は「イ 契約締結前交付書面や目論見書など(以下、「法定書面」)を参照する場合は、該当箇所の頁数を記載する代わりに、該当箇所の項目名を記載することも考えられる」としている。この点に関し、上記報告書では「重要情報シート」には、顧客が金融事業者の取扱商品のラインナップや金融商品・サービスに関する重要な情報を一目で把握して、適切な選択・判断をすることが容易になるよう、金融事業者に関する情報と金融商品・サービスに関する情報を

簡潔に記載することが重要である。」とされている。確かに、「重要情報シート」の情報量が膨大にならないよう配慮することは重要であるが、項目名を記載するだけでは顧客による情報の把握が困難な場合や、リスク情報など選択・判断にとって非常に重要な情報については、項目名の記載だけではなく、商品に応じた具体的な内容を「重要情報シート」に記載するべきであろう。

更に、「重要情報シート」のフォーマットについて、「手引き」は「ウ 金融庁ウェブサイトで公表している「重要情報シート」内に記載された記載内容は一つの例示であり、各金融事業者において、これを参考としつつ、顧客にとって重要な情報を分かりやすく記載することが望まれる」としているが、各業者や商品によってフォーマットが異なる場合には顧客による比較が困難となることから、「該当なし」となる項目についても、商品間の比較を行いやすくするために、項目自体を削除することは可能な限り避けることが望ましい」としている⁷。

「重要情報シート」は、プリンシプルベース・アプローチを採用する「顧客本位の業務運営に関する原則」に関するものである。しかし、同原則を採択している事業者は多数にのぼっており、「重要情報シート」を利用した情報提供の方法が、今後の顧客に対する情報提供のあり方を主導していくものと予想されることから、同原則を採択していない事業者も含めて、今後の業界団体等の取組等をフォローアップしていく必要がある。

- (注4)は、「金融事業者は、顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの複雑さに見合った情報提供を、分かりやすく行うべきである。単純でリスクの低い商品の販売・推奨等を行う場合には簡潔な情報提供とする一方、複雑又はリスクの高い商品の販売・推奨等を行う場合には、顧客において同種の商品の内容と比較することが容易となるように配慮した資料を用いつつ、リスクとリターンとの関係など基本的な構造を含め、より分かりやすく丁寧な情報提供がなされるよう工夫すべきである」としている。
- <https://www.fsa.go.jp/news/r2/singi/20210512/01.pdf>
- https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20200805/houkoku.pdf
- 「手引き」は、簡潔な内容となっているが、今後の「重要情報シート」の利用状況の進展を踏まえて改訂する予定とされている。
- <https://www.fsa.go.jp/news/r2/singi/20210115-1.html>
- <https://www.fsa.go.jp/news/r2/singi/20210115-1/03.pdf>
- 報告書の脚注1では「金融庁ウェブサイト(<https://www.fsa.go.jp/policy/kokyakuuhoni/kokyakuuhoni.html>)で公表している「重要情報シート」は一つのひな形であり、記載項目・質問例及び全体の分量についてはこれを基本としつつ、今後、業界において、商品類型毎に記載項目を微調整することが考えられる。その際、ある商品類型に特有の重要な情報を追記する場合には、新たな特記項目を最後に設けてまとめて記載するか、他の資料を添付するなどして、可能な限り上記ひな形を維持し、他の商品との比較を容易にするという趣旨に配慮することが望ましい。」としている。